

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り
たる日は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県土地利用基本計画の変更（地域振興課）
土地改良区の役員の就任（農村整備課）
土地改良事業の工事の完了（ 〃 ）
保安林の指定の解除予定（二件）（森林保全課）
森林病虫害の駆除命令（ 〃 ）
松くい虫の特別防除の実施（ 〃 ）
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇ 人委規則 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（職員課）
へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（ 〃 ）

告 示

鳥取県告示第三百五十九号

鳥取県土地利用基本計画を平成七年三月三十一日変更したので、国土利用計画法（昭

和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により告示する。

平成七年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中日南町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部地域振興課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 安 達 昭 男 米子市和田町二五六七

平成六年九月七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 井 田 義 美 米子市和田町二五三六

平成七年四月六日就任 任期平成九年一月二十日まで

鳥取県告示第三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
智頭町	農村総合整備モデル事業 米井地区 区画整理 土地改良総合整備事業 南方地区 区画整理	平成六年十二月二十五日 平成七年 三月 十七日

鳥取県告示第三百六十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字中原字野々段九〇五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字下畑字上大杉七〇四の七・七〇四の一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十四号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区 域

- (一) 鳥取市、米子市、倉吉市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、八頭郡家町、八東町及び用瀬用、東伯郡三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碓町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、淀江町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡日野町、江府町及び溝口町の各一部（別紙のとおりとする。）
- (二) 東伯郡泊村、北条町及び大栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期 間

平成七年六月二日から同年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害受け、又は受けるおそれがある松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木について、一の1の(一)に掲げる区域にあっては航空機を利用して、一の1の(二)に掲げる区域にあっては地上から、薬剤の散布を行うこと。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員に従うこと。
 - 2 三に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る松の樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に一の2に掲げる期間経過後速やかに提出すること。
- 〔別紙〕は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の閲覧に供する。

鳥取県告示第三百六十五号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区 域

- 鳥取市、岩美郡岩美町、国府町及び福部村、気高郡鹿野町並びに東伯郡東郷町の各一部（別紙のとおりとする。）

二 期 間

平成七年六月二日から同年七月十五日まで

〔別紙〕は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の閲覧に供する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

平成七年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成七年四月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一 日時 平成七年四月二十八日（金）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 三 議題 参議院議員通常選挙の事務処理日程等について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十條第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九條第一項の規定により告示する。

平成七年四月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	テッカー	株式会社大一商会
〃	セブンアラッサム2	〃
〃	テッカー2	〃
〃	CR兄貴	株式会社三共
〃	スーパージョーンズDX	株式会社平和
〃	ユニバーズ	〃
〃	てっか娘2	〃
〃	ダンクショット	〃
〃	CR・ダンク	〃

〃	CR・キイトらん	〃
〃	CRチキキマシン2	株式会社ニューケン
〃	エキサイトBEE	〃
〃	CRニューニユー	〃
〃	夢幻伝説2	京楽産業株式会社
〃	夢幻伝説	〃
回胴式遊技機	ゴールデンドリッパー	ユニバーサル販売株式会社

人事委員会規則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年四月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五知事の事務部局の地方機関の項五級の欄中「農業試験場」を「工業試験場、農業試験場」に改める。

附 則

この規則は、平成七年五月一日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年四月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第十五号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

日野郡江府町大字美用五三〇番地	米沢小学校
日野郡溝口町大倉九八七番地	溝口小学校大倉分校

を 日野郡江府町大字美用五三〇番地 米沢小学校 に改める。